

事案書（☒経営会議 ☐調整会議）

開催日：平成22年11月17日（水）

担当課：文化スポーツ部 国際・男女共同参画課

件 名：やまと国際交流指針の策定について	
提出理由：本市の国際交流施策を推進するための方向性や具体的な取り組みについて了承を得るため。	
内 容： 1 国際化が進展した背景 - 平成22年4月1日現在、本市には72カ国、6,357人が外国人登録をしている。 - 外国人登録者の全人口に占める割合は、約2.8%で県内では愛川町、綾瀬市に次いで多い。 - この要因として、①厚木基地があること、②大和定住促進センターが設置されていたこと、③出入国管理及び難民認定法の改正により、日系人に就労可能な地位が与えられたことなどがあげられる。 - 平成6年、地域の国際化のための事業を展開する財団法人大和市国際化協会が設立された。 - 平成15年、国際交流を推進する取り組みの一つとして、大和市ホームステイバンク制度を開始した。 - 民間レベルで、米国スポークン市などとの市民交流が盛んに行われてきたほか、元台湾少年工を会員とする台湾高座台日交流協会の来訪も頻繁である。 - 平成21年11月、大韓民国光明（クァンミョン）市と本市初の海外友好都市提携を締結し、市民交流を開始した。 2 国際交流指針策定の理由及び目的 - 本市では、民間レベルで海外都市との交流が行われてきたが、行政や民間による支援・交流が効率的ではない面もあった。 - 大韓民国光明市との友好都市締結を契機に、今まで以上に有機的な支援・交流を実行し、効率的かつ効果的に施策を推進していくため、以下の目的のもと、国際交流指針を策定する。 (1) 国際交流の原則やルールを示すことにより、国際交流を行う市民団体間の連携や情報の共有化を進める。 (2) 国際社会の平和と発展に寄与するため、海外友好都市との国際交流を推進し、市民相互の理解と友好を深める。	(3) 多様な文化を背景に持つ外国人市民が多く居住する本市の特性に対応するため、多文化共生施策を推進する。 (4) 異文化に触れる機会が多い本市の特性を活かして、国際社会の平和と繁栄に貢献する人材を育成する。 3 やまと国際交流指針に基づく事業体系 (1) 海外友好都市との国際交流 - 光明市との友好交流や国際交流団体の活動支援 - 海外諸都市との友好関係の構築など (2) 国際交流を行いやすい地域環境づくり - 民間団体などのネットワーク化の支援 - 外国人市民のための日本語教育の推進及び異文化を学ぶ機会の充実など (3) 国際化に対応できる人材育成 - 国際理解教育の推進 - 海外友好都市との青少年の相互交流の推進など (4) 国際交流と多文化共生による地域づくり - 国際交流と多文化共生の地域づくりを推進 - 市民、関係団体、行政の連携による地域づくり <参考> ○市内に拠点を置き、海外都市の団体と交流活動をしている主な団体及び学校 - 神奈川県央日韓親善協会（相手先：大韓民国光明市） - かながわ青少年国際交流協会（同：米国スポークン市） - 県立大和西高等学校（同：光明市光文（クァンムン）高校） ○海外から来訪している団体 - 台湾高座台日交流協会（台湾）
経 過 H 6. 7 財団法人大和市国際化協会設立 H21. 4 文化スポーツ部に国際・男女共同参画課新設 H21.11 大韓民国光明市と友好都市提携締結 H22. 6 やまと国際親善委員会設置	今後の予定 H23. 1 意見公募手続の実施 H23. 1 市内国際交流団体等から意見聴取 H23. 4 やまと国際交流指針の運用開始